

平成27年度社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等実績等

(H28.3.31現在)

【社会福祉法人及び社会福祉施設】

1 3月末時点の実施状況

事業区分		指導監査等対象件数	実績 (H28.3.31)
社会福祉法人		52	19
(認可児童福祉施設等)	保育所	59	59
	母子生活支援施設	1	1
認可外保育施設		30	30
居宅サービス事業者		707	46
地域密着型サービス事業者		58	16
居宅介護支援事業者 (介護予防支援含む)		245	10
老人福祉施設	特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	24	12
	養護老人ホーム	1	1
	軽費老人ホーム	5	3
介護保険施設	介護老人保健施設	12	7
	介護療養型医療施設	1	0
有料老人ホーム		20	1
障害福祉施設	障害者支援施設	1	1
	障害福祉サービス事業者 1	103	23
	地域活動支援センター	29	4
障害福祉サービス事業者等	障害福祉サービス事業者 2	769	61
	移動支援事業者	248	16
	日中一時支援事業者	7	5
	相談支援事業者	51	0
計		2423	315

1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A、B

2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、共同生活援助

2 指摘事項等

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
社会福祉法人(右数値は対象法人数)	19	14	18
定款(右数値は指摘件数。以下同じ)		3	0
役員		1	6
理事		6	4
監事・監査		3	2
理事会		0	6
評議員・評議員会		3	10
人事管理		0	0
資産管理		0	0
会計管理		9	15
その他		1	10
指摘件数合計		26	53

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
児童福祉施設(認可保育所等)	60	17	55
施設運営管理体制	建物等設備	2	0
	職員の配置状況	2	7
	諸規程等の整備状況	1	15
	財務管理の状況	10	48
職処遇確保と職員	労務管理	2	13
	職員の健康診断	0	5
	職員の確保及び資質向上	0	0
	退職手当共済制度等	0	0
非常災害対策の状況		0	36
入所者処遇の充実	保育の計画及び評価	0	2
	健康及び安全	1	3
	サービスの質の向上	0	2
	秘密保持	0	0
	食事	1	18
	食事に関する衛生管理	0	5
入所者の生活環境等の整備(衛生管理等)		0	0
指摘件数合計		19	154

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
認可外保育施設	30	11	13
保育に従事する者の数及び資格		8	2
保育室等の構造設備及び面積		0	2
非常災害に対する措置		0	5
保育室を2階以上に設ける場合の条件		1	0
保育内容		0	1
給食		0	0
健康管理・安全確保		3	8
利用者への情報提供		2	7
備えるべき帳票		0	0
その他		0	0
指摘件数合計		14	25

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
居宅サービス事業者	46	37	41
人員基準		9	22
設備基準		11	2
運営基準		33	37
変更の届出等		1	0
防火安全対策		2	15
食事		0	4
食事の提供に関する衛生管理等		0	1
報酬算定		13	9
指摘件数合計		69	90

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
地域密着型サービス事業者	16	12	15
人員基準		5	9
設備基準		1	0
運営基準		9	15
変更の届出等		0	0
防火安全対策		0	10
食事の提供に関する衛生管理等		0	1
報酬算定		2	5
指摘件数合計		17	40

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
居宅介護支援(介護予防支援含む)	10	8	7
人員基準		1	2
設備基準		1	0
運営基準		6	7
変更の届出等		1	0
報酬算定		3	0
指摘件数合計		12	9

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
老人福祉施設	16	15	15
施設 運営 管理 体制	建物等設備	4	1
	職員の配置状況	3	8
	諸規程等の整備状況	5	6
	入所者預かり金・遺留金品	0	1
	財務管理の状況	8	11
職員 処 遇 の 充 実	労務管理	4	1
	職員の健康診断	0	2
	職員の確保及び資質向上	0	2
非常災害対策の状況		0	7
入 所 者 処 遇 の 充 実	利用者の処遇方針等	3	12
	食事	0	3
	食事に関する衛生管理	0	1
入所者の生活環境等の整備(衛生管理等)		0	4
医療管理等		1	4
報酬算定		8	8
指摘件数合計		36	71

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
介護保険施設	7	7	7
人員基準		1	6
設備基準		3	0
運営基準		4	6
変更の届出等		0	0
防火安全対策		0	5
衛生管理		0	3
食事		0	2
食事の提供に関する衛生管理等		0	0
報酬算定		6	4
指摘件数合計		14	26

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
有料老人ホーム	1	1	1
人員		0	0
設備		0	0
運営		0	1
変更の届出等		1	0
防火安全対策		0	1
衛生管理		0	0
食事		0	0
指摘件数合計		1	2

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
障害福祉施設	28	13	14
建物等設備		2	0
職員の配置状況		2	5
諸規程等の整備状況		2	2
財務管理の状況		1	6
労務管理		3	2
職員の健康診断		0	5
職員の確保及び資質向上		0	6
非常災害対策の状況		2	12
利用者の処遇方針等		7	13
生産活動・就労支援事業等		0	2
医療管理等		0	0
食事		0	0
食事に関する衛生管理		0	0
衛生管理		0	1
報酬算定		5	5
その他		0	0
指摘件数合計		24	59

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
障害福祉サービス事業者等	82	61	64
人員基準		14	19
設備基準		28	0
運営基準		46	63
変更の届出等		0	0
防火安全対策		6	14
食事		0	0
食事の提供に関する衛生管理等		0	0
報酬算定		10	9
指摘件数合計		104	105

なお、文書指摘件数及びその他指導助言件数については、点検項目ごとに集計したもの。

3 具体的指摘事項の代表事例(文書指摘のみ)

社会福祉法人

定款

- ・定款変更すべき事項があるので、所定の手続きを経て定款変更を行うこと。

会計管理

- ・計算書類間の整合が保たれていないため、原因を究明し、報告すること。なお、この結果、登記済みである資産の総額に変動が生じた場合は、速やかに変更登記を行うこと。

役員等

- ・役員の報酬等は、当該法人の役員報酬規程等に基づき行うこと。
- ・理事の改選ごとに、理事長の職務代理者を理事会で指名(2名以上)し、その指名、順位等を議事録に記載すること。
- ・各理事について親族その他特殊の関係がある者が、定款に定める数を超えて選任されているため、早急に改選すること。
- ・監事について親族その他特殊の関係がある者が選任されているため、改善すること。
- ・各評議員について親族その他特殊の関係がある者が、定款に定める数を超えて選任されているため、改善すること。

その他

- ・登記事項に変更を生じたときは、2週間以内に変更の登記を行うこと。

児童福祉施設(認可保育所等)

職員の配置状況

- ・常時2名以上の保育士を配置すること。(早朝、土曜日に保育士が1人しか配置されていない等)

財務管理の状況

- ・売買、請負契約を行うに当たっては、定款及び定款細則等の規定に定める決裁権者による決定行為(理事会の議決、理事長の決裁等)を行うこと。
- ・会計責任者、出納職員を任命し、辞令を交付すること。
- ・経理規程を順守すること。(随意契約によることができる基準に反して、入札を実施せず随意契約を行っている。)

認可外保育施設

保育に従事する者の数及び資格

- ・常時、保育に従事する者を、複数配置すること。(なお、主たる開所時間(11時間)を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時2人以上の保育に従事する者を配置すること。)
- ・有資格者の数が、保育従事者の必要数の3分の1以上であること。

居宅サービス事業者

人員基準

(共通)

- ・管理者及び常勤従業者の出勤状況の確認できる書類(出勤簿等)を整備すること。
- ・事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

(訪問介護)

- ・訪問介護員等の員数については、常勤換算方法で2.5人以上となるよう配置すること。

(短期入所生活介護)

- ・当該事業所の従業者によって、サービスを提供すること。(医師について、管理者の指揮命令が及ばない業務委託契約となっていたため。)

設備基準(共通)

- ・事業所の平面図が実態と異なるため、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと。

運営基準(共通)

- ・運営規程に記載されている従業者の員数が実態と異なるため、正しい員数に改めること。併せて、運営規程の内容については重要事項説明書と整合性を図ること。なお、運営規程を改定した場合は、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと。
- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- ・事故防止策及び発生時の対応について、次のとおり整備すること。
 - (1)事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2)事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその事業所の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該事業所の従業者に周知される体制を整備すること。
 - (3)定期的に事故の発生又は再発の防止について協議し、従業者に対して研修を行うこと。

(短期入所生活介護・短期入所療養介護)

- ・栄養補助食品・経口補水液等について、栄養ケアを行ううえで、必要と判断されるものは事業所負担とすること。(ただし、利用者が個人的な嗜好に基づいて選定し、提供されるものについては、利用者負担とすることができる。)
- ・日用品費、教養娯楽費の徴収に当たっては、利用者等の自由な選択に基づいて行わなければならないため、重要事項説明書等に選択制である旨を記載すること。
- ・利用者から徴収している日用品費のうち、介護職員が使用するプラスチック手袋は、保険給付対象の事業所サービスとして利用者に供するものであり、徴収することができないため、事業所負担とすること。

防火安全対策

- ・消防用設備点検を半年に1回実施し、1年に1回は、点検結果を消防署に報告すること。
- ・非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、訓練について、自力避難困難者の避難・救出訓練及び夜間における避難に重点を置くなど、実態に即したものとすること。
- ・非常災害に関する具体的計画(消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。

報酬算定

(訪問介護)

- ・訪問介護員の訪問時に利用者の状態が急変した際等の要請に対する緊急対応等については、緊急時訪問介護加算の対象とならないため、過誤調整を行うこと。

(通所介護)

- ・平成 年 月から平成 年 月の間のサービス提供において、機能訓練を実施した記録の確認できない日があるにもかかわらず、個別機能訓練加算を算定している事例が見受けられたため、過誤調整を行うこと。

地域密着型サービス事業者

人員基準 (認知症対応型共同生活介護)

- ・共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の介護従業者を、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となるよう、人員配置を行うこと。(夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯において、介護従業者が不足している日が見受けられたため。)

設備基準 (共通)

- ・事業所の届出図面が実態と異なるため、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと。

運営基準 (共通)

- ・事故防止策及び発生時の対応について、次のとおり整備すること。
 - (1)事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2)事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその事業所の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該事業所の従業者に周知される体制を整備すること。
 - (3)定期的に事故の発生又は再発の防止について協議し、従業者に対して研修を行うこと。
- ・研修の実施計画を策定し、従業者の計画的な育成に努めること。また、その計画に基づき、研修を実施し、記録を残すこと。

運営基準 (認知症対応型共同生活介護)

- ・利用者から徴収している食材料費と実際の納品額との差額については、その理由を明らかにし、精算すること。また、必要に応じて食材料費の改定を行うこと。

運営基準 (小規模多機能型居宅介護)

- ・1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うこと。

居宅介護支援事業者(介護予防支援)

運営基準(共通)

- ・運営規程に定める通常の事業の実施地域及び交通費が実態と異なるため、正しい内容に改めること。併せて、重要事項説明書と整合性を図ること。なお、運営規程を改定した場合は、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと。

報酬算定(居宅介護支援)

- ・認知症加算において、平成 年 月から平成 年 月に算定している 氏分が加算要件を満たしていないため過誤調整を行うこと。(主治医の意見書では、日常生活自立度のランク 、 又はMに該当する者と判断されておらず、加算対象でないため。)

老人福祉施設

職員の配置状況

- ・ユニットリーダーについて、ユニットリーダー研修を受講した者を早急に2名以上配置すること。

財務管理の状況

- ・栄養補助食品・経口補水液等について、栄養ケアを行ううえで、必要と判断されるものは施設負担とすること。(ただし、入所者が個人的な嗜好に基づいて選定し、提供されるものについては、入所者負担とすることができる。)
- ・貴法人の経理規程により、入札を行う必要がある工事請負契約について、随意契約理由が明確にされないままに随意契約が行われている。今後、このような随意契約等を行う場合には、経理規程に従い合理的な理由を明確にした上で、契約方法(競争入札又は随意契約)の決定について、理事会の議決又は決裁権者までの決裁をあらかじめ得ておくこと。

労務管理

- ・宿直者の配置に際しては、労働基準監督署から「継続的な宿直又は日直勤務許可」を受けること。

諸規程等の整備状況

- ・入所者から徴収しているレクリエーション・クラブ活動の参加費の内訳に含まれる講師料については、入所者負担とすることが適当でないため、施設負担とすること。

報酬算定

- ・栄養マネジメント加算について、報酬算定の対象とならないため、過誤調整を行うこと。また、同加算におけるこれまでに行ったサービス提供について、自主精査を行うこと。

介護保険施設

設備基準

- ・届出図面が現状と一致していないため、正しい内容に改め、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと。

運営基準

- ・サービスの提供に係る費用について、栄養補助食品は、栄養ケアを行ううえで、必要と判断されるものは施設負担とすること。(ただし、入所者が個人的な嗜好に基づいて選定し、提供されるものについては、入所者負担とすることができる。)

報酬算定

- ・所定疾患施設療養費の算定に当たっては、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表すること。
- ・ターミナルケア加算については、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対して施設において行ったターミナルケアを評価する加算であり、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断する前については算定できないため、 氏の死亡日以前 日から、 日までの算定分について過誤調整を行うこと。また、その他の事例についても、自主精査を行うこと。

有料老人ホーム

変更の届出等

- ・医療施設との連携の内容に変更が生じているため、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと。

障害福祉施設

建物等設備

- ・施設の届出図面が実態と異なるため、正しい内容に改め、障害福祉課へ変更の届出を行うこと。

諸規程等の整備状況

- ・平成 年 月 日に行った給与規程の改定については、労使協定の締結及び労働基準監督署への届出を行うこと。

労務管理

- ・労働基準法第36条の労使協定を締結し、労働基準監督署へ届出を行うこと。

非常災害対策の状況

- ・非常災害に関する具体的計画(消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すること。

利用者の処遇方針等

- ・緊急やむを得ず利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、身体拘束等)を行う場合は、次の事項を行うこと。

(1)身体拘束等を行う場合には、利用者及び家族に、書面により同意を得ること。

(2)身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

障害福祉サービス事業者等

人員基準(共通)

- ・管理者及び常勤の従業者の出勤状況の確認できる書類(出勤簿等)を整備すること。
- ・事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

設備基準(短期入所)

- ・居室にブザー又はこれに代わる設備を設けること。

運営基準(共通)

- ・研修の実施計画を策定し、従業者の計画的な育成に努めるとともに、従業者等に対して、研修の機会を確保すること。
- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- ・利用者又はその家族の個人情報を他の事業者等と共有する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。(サービス提供開始時における包括的な同意で可)

運営基準(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援)

- ・従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すること。

運営基準(共同生活援助)

- ・サービス管理責任者は、利用者が当該事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合は、当該利用者の共同生活援助計画に居宅介護等の利用を位置付けること。

報酬算定(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)

- ・特定事業所加算()について、夜間・深夜時間帯のサービス提供実績がなかった月が見受けられたため、加算要件加算要件(常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となり、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。)を満たしていないことから、介護給付費請求について、過誤調整を行うこと。併せて、今後も夜間、深夜時間帯の受入予定がないのであれば、障害福祉課に当該加算の変更の届出を行うこと。
- ・平成 年 月 日の 氏の初回加算において、加算要件を満たしていない(サービス提供責任者が、初回若しくは初回の居宅介護を行った日の属する月のサービス提供時に、同行訪問していなかった)ため、介護給付費請求について、過誤調整を行うこと。また、同加算における他の請求分についても自主精査を行うこと。